

離婚に関する家族社会学の理論

野々山久也

1. はじめに

アメリカでは、ここ約100年のあいだにほぼ10倍をこえる離婚率の上昇を見てきている。これは1つには平均寿命の伸長により、その分だけ死亡による婚姻解消の延期とその減少が見られ、他方において婚姻解消の1つである離婚率の増大という結果になってきた面が指摘される。さらには、アメリカにおいてここ100年間に離婚法における離婚根拠や離婚手続きの改正が見られ、各州において徐々に離婚政策における寛容化ないしは自由化が見られたことも重要な要因の1つとして指摘される。その離婚法の改正は、とくに有責離婚法から破綻主義の無責離婚法に多くの州が改正を試みた1960年代後半から1970年代に集中したが、離婚率の上昇もまた一時的にしる、それと機をいつにしている。

しかし、そうした要因をコントロールして見てもアメリカにおける離婚率の上昇は、決して小さくない。このことについては、アメリカにおいてこれまでも多くの家族社会学者たちがさまざまな社会学的研究を積みかさねてきている。そこで本稿は、アメリカにおける離婚に関する既存の社会学的研究をできるだけ多く紹介して、わが国における今後のこの領域での研究の発展に資することを目的にしたい。

2. 早婚と離婚

初婚年齢が低ければ低いほど、その社会の離婚率は高い。つまり、初婚時

における年齢が若ければ若いほど、その夫婦の離婚の危険性は高い。この命題は、家族社会学の分野では、かなり以前から一般化されてきた命題である。¹⁾ まず最初に紹介する研究は、この命題をカリフォルニア州において実証しようとした研究である。

R. シェーンは、1969年のカリフォルニア州のデータを詳細に分析して、上述の命題の検証を行なっている。²⁾ 研究結果の要旨をまず最初に示すと、第1に、18歳から25歳のあいだに結婚した男性と、16歳から24歳のあいだに結婚した女性に、上述の命題を確認するような結果、すなわち初婚年齢は離婚の危険性に逆相関するという命題に符合した離婚との強い逆相関を示す結果を見いだしている。

そして第2に、死亡者数を除外した場合、カリフォルニアの1969年の比率では7組の初婚から3組の夫婦が35年以内に離婚で終わることになること。第3に、同じカリフォルニアの1969年の比率では、離婚率は、結婚して4年目にピークになり、そしてその後はゆっくりと減退していくことになること。そして第4に、結婚の年齢を考慮すると、もっとも低い年齢で結婚した人びとの初婚と、もっとも高い年齢で結婚した人びとの初婚とを比較した場合、それが離婚で終わる可能性は1対2（すなわち2倍）であったこと、などを見いだしている。

シェーンもその他の研究と同様に、上述の命題をカリフォルニアの1969年のデータによって確認できたわけである。結婚の年齢と離婚の危険性の逆相関を指摘した初期の社会学的研究に T.P. モナハンの研究がある。³⁾ この研究

1) 家族社会学の分野では、この結婚年齢と結婚への適応の問題は、1950年代に多くの研究が見いだされる。

2) Robert Schoen, "California Divorce Rates by Age at First Marriage and Duration of First Marriage," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37 (August 1975), pp. 548-555.

3) T.P. Monahan, "Does Age at Marriage Matter in Divorce?", *Social Forces* Vol. 53 (October 1953), pp. 81-87.

は、おそらく上述の命題を提起したアメリカにおける最初の論文であったと見てよい。モナハンは、1945年から1947年のあいだにアイオワ州において成立した初婚同士の結婚と離婚とについての人口統計学的データを分析して、結婚している人びとと離婚している人びととの初婚の年齢の分布を比較してみた。

離婚している人びとにとっての初婚の年齢の分布は、結婚している人びとの初婚の年齢分布よりもより若い年齢分布の方向にむかって、より重いウェイトづけが見られた。そこでモナハンは、初婚年齢の若い人びとの結婚は、より多く離婚する傾向があるものと論じた。しかしながらモナハンは、データの不完全性の理由からして、このような結論も十分に限定して捉えられなければならないと主張している。すなわち、モナハンの研究においては2つの集団の年齢構造における差異や、結婚集団の期間構成の差異や、アイオワへの移住あるいはアイオワからの移住の効果や、結婚パターンにおける変化などについて一定のコントロールを加えるといった方法は、何もなされなかったからである。

シェーンによるカリフォルニアのデータを用いての研究は、その点において初婚の年齢と結婚の期間とをコントロールすることによって得られた年齢階級別ならびに結婚期間別の特殊離婚率であった。その意味では、モナハンの研究の結果が追認されたとはいえ、そこには命題の真憑性がより一層高められたことになる。

初婚年齢が低いという点では、アメリカにおいて高校生の結婚が話題にされている。J. F. キューバーらの用語では、そうした年齢で結婚する人びと（すなわち高校生夫婦）は「意味のないアメリカ人」というラベルが貼られても仕方のない人びとということになるのかもしれない。⁴⁾ 高校生夫婦がいったいどのような人びとなのかは、社会学的にも興味のある話題である。

4) J. F. Cuber and P. B. Harrof, *The Significant Americans*, Appletton-Century, 1965.

ペルシルバニアの半農村的な小都市における高校生夫婦についての研究が V. D. リッソボイによって行なわれている。⁵⁾ リッソボイは、合計48組の高校生夫婦の事例を対象にさまざまな方法で調査研究をしている。リッソボイにとっての完全データは、けっきょく3年間の調査期間のあいだ持続した37組であった。ほかの11組のうち2組は、その間に離婚し、9組は夫婦適応の調査のための最終評価までには致らずに、けっきょく調査不能となってしまった。リッソボイの用いた調査方法は、尺度化された自己評価、インタビュー、発達規範にもとづくテスト、臨床的記録などであった。

調査対象の結婚年齢は、中央値において夫が17.1歳で、妻が16.5歳であった。夫は14.5歳から19歳までの範囲にわたり、妻は15歳から18歳までの範囲にわたっていた。⁶⁾ 知能指数は、全体平均で103.6で、男女に差はなかった。41人の少女(妻)と35人の少年(夫)が高校卒業を持たずして退学してしまった。46組が結婚への動機としてほぼ妊娠を理由にしていた。

調査対象のうち31組の夫婦に子供があり、そのうち17組が子供1人で、14組が子供2人であった。そして子供1人の夫婦の母親のうち8人が現在妊娠中であり、子供2人の夫婦の母親のうち3人が現在妊娠中であった。調査対象の定位家族(すなわち出身家族)は、主として農村の労働者階層であって、中層や上層の出身者は、ほとんど存在しなかった。3年間のあいだで仕事についていた夫(父親)は、ほとんどが肉体労働者であり、妻(母親)は専業主婦というパターンであった。結婚当初、36組が両親と同居していたが、早いう

5) V. D. Lissovoy, "High School Marriage: A Longitudinal Study." *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 35 (May 1973), pp. 245-255.

6) ちなみに、アメリカにおける結婚可能な最低年齢は、州によってそれぞれ異なっており、カンザスでは保護者の同意があれば、男14歳ならびに女12歳であって、アメリカの諸州のうちで最も低い年齢となっている。なおカンザスの場合、保護者の同意なしでの最低年齢は、男女とも18歳である。一方、ミシシッピーでは、保護者の同意なしの最低年齢は、男女ともに21歳となっている。その他の州は、この両州の中間の年齢を結婚可能な最低年齢にしている。一部の州では、最近、これらの年齢をいくらか下げる傾向が見られる。(The World Almanac and Book of Facts: 1983, The Sacramento Bee, 1983, p. 103.)

ちに独立した家屋に移り住んでいる。経済的に親に全面的に依存している夫婦はなかった。13組が公的扶助を、そして31組が給食サービスを受けていた。

高校生夫婦における結婚の失敗の危険性は、婚前妊娠、高校退学、低い社会経済的地位、18歳以下という年齢、その他の人物とのデート経験の欠如、適当な収入の欠如などといった変数における高さであった。個人的評価では、一般的にすべてに緊張が見いだされた。かれらは社会と表出的 (expressive) にはほとんど関わりをもっておらず、ほんの手段的 (instrumental) にのみ結びついていた。かれらにとって親族の経済的ならびに精神的な支援と、教会活動が結婚を保持していくうえでの力を生みだしていることが確認された。

早婚についてのこれまでの多くの社会学的研究は、人種、地理的特性、ソシオメトリック・レベル、そして結婚相手 (誰と誰とが早婚するのか) などが主要なテーマにされてきた。しかし多くはないが、いくらかの研究は、「なぜ」これらの人びとが早婚をするのかということ、つまりパーソナリティ特性、社会的特性、家族ダイナミクスなどを決定するために研究されてきている。

早婚 (初婚年齢の低さ) と離婚の危険性との逆相関に関する命題から推測して、アメリカにおける今日の高い離婚率は、この間にしばらく早婚が続いたのではないかという予想が成り立つ。1900年から1959年までに生まれた人びとを対象にして1975年に分析されたアメリカ国勢調査局の資料では、初婚年齢の平均が男子22.9歳で女子20.4歳であって、その初婚後の離婚の平均年齢は、男子29.1歳で女子27.0歳であった。” このことから考えて初婚したのち平均6年から7年後に離婚することになる。したがって、1980年の離婚率

7) U.S. Bureau of the Census, "Number, Timing and Duration of Marriage and Divorce in the United States, June 1975," *Current Population*, P-20, No. 297, 1975.

なお、次の表は1960年と1970年の「年齢別にみた独身女性の比率」の比較である。この表からも初婚年齢の低さが伺われる。1960年では20歳までに半数以上が結婚し、1970年でも21歳までに半数以上が結婚した。また1960年では1970年よりも19歳で結婚した女性が10.9%も多く、20歳でも同じく10.9%も多かった。

には1970年から1975年ごろに早婚した人びとの影響をうけることになる。P. C. グリックらの意見によれば、この間にアメリカでは労働市場の拡大がみられ、若い人びとが楽観主義になって結婚を安易にしてきた事実があるらしい。⁸⁾ またベトナム戦争との関係で徴兵のインパクトが早婚を促したとも考えられないこともない。

L. G. バーチナルは、1960年以前の早婚について調査知見を要約して、アメリカにおける早婚の高い比率のために提案されたいくつかの解釈を表にしている。⁹⁾ 早婚に作用した要因としては、第1に、戦争と徴兵のインパクト。第2に、社会が繁栄していて妻が働くことができたり、両親が若い2人を支援するのに十分に余裕があったりして結婚に伴う経済的危険性の少なさ。第3に、異性との早くからの接触。第4に、マス・メディアによる性衝動に関する刺激。そして、それゆえに性的関係の延期化の不可能性ないしは不本意性。第5に、両親と若者とのあいだの緊張。あるいは若者の不幸な家庭や

年 齢	1960年の独身女性 (%)	1970年の独身女性 (%)
19	59.6	70.5
20	45.8	56.7
21	35.1	44.4
22	25.8	32.2
23	19.4	24.6
24	15.6	19.9
25	13.1	16.2
26	11.5	13.2
27	9.9	11.4
28	9.3	10.3
29	8.7	9.3
30	7.9	8.6

8) P. C. Glick and A. J. Norton, "Marrying, Divorcing, and Living Together in the United States," *Population Bulletin*, Vol. 32, (Oct. 1977), pp.2-39.

9) L. G. Burchinal, "Research on Young Marriages: Implications for Family Life Education," *The Family Life Co-ordinator*, Vol. 9 (Sept.-Dec. 1960) pp. 6-24.

なお、アメリカにおけるこの間の初婚年齢の中間値は、つぎのとおりである。1960年以降において、じょじょに遅くなってきていることが分かる。

年	男(歳)	女(歳)
1950	22.8	20.3
1955	22.6	20.2
1960	22.8	20.3
1965	22.8	20.6
1970	23.2	20.8
1975	23.5	21.1
1980	24.7	22.0

学校やコミュニティ状況などからの逃避欲求。第6に、情緒的な不適応。以上である。

J. J. モスは、早婚にとっての3つの理論的枠組を要約している。¹⁰⁾ それは第1に、早婚は、社会組織化 (social organization) のあるタイプの産物である。第2に、早婚は、社会解体化 (social disorganization) の産物である。そして第3に、早婚は社会の文化的背景の産物である。モスは、早婚を10代の結婚として一括して取り扱っている。K. W. バーツらは、「わわれは早婚を花嫁が18歳か、それ以下で、花婿が20歳か、それ以下という結婚として規定する。」と述べている。¹¹⁾そして、早婚についての経験的命題を整理している。以下、バーツらの命題群を紹介することにしたい。各命題には、それぞれいくつかの社会学的な実証的研究が経験的支持を与えているが、繁雑さを避けるために敢えてここでは省略する。

〔早婚に関する命題群〕

1. ひとつの社会階級内において少女あるいは少年がデートを開始する時期が早ければ早いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
2. 少女がステディになるのが早ければ早いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
3. 少女が婚約するのが早ければ早いほど、早婚の生じる可能性が大きい。
4. 高校でステディな関係のボーイフレンドをもっている少女ほど、早婚の生じる可能性が大きい。
5. ステディな関係でのデートで恋愛した回数の多い少女ほど、早婚の生じる可能性が大きい。

10) J. J. Moss, "Teen-age Marriage: Cross-national Trends and Sociological Factors in the Decision of When to Marry," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 27 (May 1965), pp. 230-243.

11) K. W. Bartz and F. I. Nye, "Early Marriage: A Propositional Formulation," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 32 (May 1970), pp. 258-268.

6. 少女が同年齢の少女に比してデートの回数が多ければ多いほど、早婚の生じる可能性が大きい。
7. もし少女が早い年齢で婚前妊娠になってしまえば、早婚の生じる可能性が大きい。
8. 少女の社会的適応が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
9. 少女の情緒的適応が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
10. 少年の情緒的適応が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
11. 少女にとって結婚からの満足の期待が大きければ大きいほど、早婚の生じる可能性は大きい。
12. 結婚にたいする少女の期待や態度が楽観的であればあるほど、早婚の生じる可能性は大きい。
13. 少女にとって両親との関係に不満が大きければ大きいほど、早婚の生じる可能性は大きい。
14. 少女の両親が不幸であればあるほど、早婚の生じる可能性は大きい。
15. 少年あるいは少女の家庭において片親の場合または親がいない場合、そのことが早婚を生じさせる可能性は大きい。
16. 少年あるいは少女が正規の教育を追求していく関心または能力が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
17. 少女がより年のいった男性とデートすることが多ければ多いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
18. 少女の両親の教育レベルが低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
19. 少女の両親の職業的地位が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
20. 少年あるいは少女の両親の社会階層が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。
21. 少年の職業的地位が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。

22. 少年あるいは少女の宗教的所属の度合が弱ければ弱いほど、早婚の生じる可能性は大きい。

バーツらは、以上の命題群を3つの一般的命題に要約している。その一般的命題とは、次のとおりである。

一般的命題〔I〕(命題1～7)

ひとつの社会階級内において早い年齢で異性とのかかわりが頻繁であればあるほど、早婚の生じる可能性は大きい。

一般的命題〔II〕(命題8～17)

結婚から期待される満足と、現在占めている役割から得られる満足とのあいだに存在するポジティブなズレが大きければ大きいほど、早婚の生じる可能性は大きい。

一般的命題〔III〕(命題18～21)

社会階層が低ければ低いほど、早婚の生じる可能性は大きい。(ただし、命題22は、いずれの階層にも成立しうるもので、3つの要約からは除外される。)

すでに述べてきたように、早婚の結果あるいは効果は、第1に、社会階層の低さの世代的維持である。と同時に、第2に、高い離婚率と遺棄ならびに別居である。そこには不熟練、半熟練、未就学とそれに付随した低い職業的位置づけと低収入が存在し、計画なしの婚前妊娠や配偶者の年齢から由来する短期的な物の見方をはじめとする精神的未成熟など、否定的メカニズムが極めて作動しやすい状況にある。そして、早婚の夫婦のあいだには高い緊張とともに、否定的感情(negative affect)の存在するのが特徴的であるという知見は、多くの研究結果において報告されている。¹²⁾ けっきょく早婚は、

12) L. G. Burchinal, "How Successful Are School-age Marriages?," *Iowa Farm Science*, Vol. 13, (March 1959), pp. 7-10.

P. C. Glick, *American Families*, John Wiley and Sons, 1962.

Rachel Inselberg, "Marital Problems and Satisfaction in High School Marriages," *Journal of Home Economics*, Vol. 59 (November 1961), pp. 766-772.

さまざまな理由からして結婚に適していない人びとによる結婚ということになる。¹³⁾

バーツらは、そこで先の一般的命題につづいて、理論的命題として次の3つの一般的命題を追加している。

一般的命題〔IV〕

結婚が早ければ早いほど、その夫婦の社会階級における位置づけは低くなる可能性が大きい。

一般的命題〔V〕

結婚が早ければ早いほど、その結婚は夫婦の自発的行為によって解体する可能性が大きい。

一般的命題〔VI〕

結婚が早ければ早いほど、その結婚は否定的感情によって特徴づけられる可能性が大きい。

3. 女性の地位と離婚

アメリカにおける離婚率の上昇の時期と女性解放運動の再活性化の時期とがともに機をいつにしていることもあって、女性解放の運動がアメリカにおける離婚率の急上昇と関係する何らかのものを有してきたと主張する人びとは、決して数少なくない。

単純なジャーナリスティックなレポートではなく、純粋に学術的な報告として P. C. グリックは、その人口統計学的研究からして家庭外における女性にとっての雇用の機会の拡大がアメリカにおける離婚率の上昇にポジティブに貢献してきている要因の1つであることを論じている。¹⁴⁾ アメリカにお

13) K. Melville and S. Keller, *Marriage and Family Today*, Random House, 1977, pp. 73-75.

14) P. C. Glick, "Perspectives on the Recent Upturn in Divorce and Remarriage," *Demography*, Vol. 10 (August 1973), pp. 301-314.

る女性の社会経済的地位の上昇と離婚率とのあいだにおける正比例の関係の存在については、これまでもいくつかの研究がなされてきている。そこで、この節では女性の地位と離婚について少し詳しく考察してみることにしたい。

まず家族社会学における初期の文献から考察してみると、「離婚は、女性たちの経済的自律にともなって上昇する」という命題を、1934年に E. R. グロブズがもっとも明確な関心をもって論じている。¹⁵⁾ グロブズは、離婚率の上昇を論じながら、離婚扶養料 (alimony) についての制度化がまずその原因としての重要な要因であることを論じている。すなわち離婚扶養料は、結婚にたいする経済的選択肢を提供しており、多くの女性は、それがもたらさう自由という利点を得ることに十分に欲得であるとグロブズは、指摘している。こうした見方から、就労する女性の比率の増大は、自由についての一般的獲得における拡大であって、離婚にとっての明らかなもう1つの要因あるいは結婚にとっての新しい選択肢ということになる。グロブズは、「女性たちの経済的自立、かれらのより大きな自己表現、家族生活における家父長制タイプの崩壊……は、結婚の失敗の可能性を高めるすべての社会的影響力である。」(p. 259) と述べている。¹⁶⁾

ところで、アメリカの離婚統計で確かなことは、高い頻度の離婚発生が明らかにより下層の人びとに偏って見いだされることである。その意味では、アメリカにおいては社会経済的地位と離婚とのあいだには反比例の関係が存在することになる。一方において女性の場合には、その社会経済的地位と離婚とのあいだには正比例の関係が存在すると言われてきている。いったい、このテーマと女性の地位あるいは経済的自立とは、どのように関連しているのだろうか。このテーマに関しては、まず下層の人びとの離婚と上層の人び

15) E. R. Groves, *The American Family*, Lippincott, 1934, pp. 256-259.

16) 同じく家族社会学の初期の文献で、女性の独立と離婚とのあいだにはほとんど確かな関係など見いだせないとする見解もある。(J. K. Folsom, *The Family: Its Sociology and Social Psychiatry*, Wiley, 1934, p. 377.)

との離婚とのあいだにおける異質性が問題にされなければならない。

まず下層の人の離婚についての社会学的研究では、女性の経済的なチャンスという意味での女性の地位との関連において「離婚は、女性の地位に正比例する」ことが明らかにされている。例えば、L. レインウォーターは、低収入の黒人コミュニティにおける黒人家族の研究のなかで雇用にたいする女性の相対的により大きな接近可能性が経済的地位の低い男性のもとにある家庭での家族崩壊の頻繁な発生をもたらしていることを報告している。¹⁷⁾ もっと一般的には、黒人家族の場合、その母親中心性 (matrifocality) と家族崩壊とのあいだに一定の仮定された関係が存在すると言われてきている。別の次元で別のいい方をすれば、アメリカにおける前産業的家族を特徴づけてきたと仮定されている家族の安定性は、部分的にはその家父長制的タイプの構造に帰因すると仮定されてきている。¹⁸⁾

一方、より高い収入を得ている上層の家族では、夫と妻の収入のあいだの差異がひじょうに大きく、したがって上層の家族での妻たちには、かれらの結婚を維持するより多くの理由が存在していることになる。すなわち W. J. グードは、「高い収入の階層の家族は、夫と妻の収入に差が大きいため妻たちは、その結婚を維持する理由を多くもっている」ことを指摘している。¹⁹⁾ 夫をとおしての高い社会的地位や経済的豊かさは、その第1の理由として挙

17) Lee Rainwater, "Crucible of Identity: The Negro Lower-Class Family," *Daedalus*, Vol. 59 (Winter 1966), pp. 172-216.

18) John Scanzoni, "A Reinquiry into Marital Disorganization," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 27 (November 1965), pp. 483-491.

なお W. ピアソンらは、「夫が大きな権威をもっていたということや、家庭外での女性にとってのチャンスがほとんどないということから、前産業社会は、希にしか離婚を経験しなかった。」と述べている。(W. Pearson and L. Hendrix, "Divorce and the Status of Women," *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 41 (May 1979), pp. 375-385.)

19) W. J. Goode, "Marital Status Factors and Instability: A Cross-cultural Class Analysis of Divorce Rates," *International Social Science Journal*, Vol. 5, 1962, pp. 507-526.

げられる。

こうした説明は、けっきよく初期の家族社会学的研究としてのグローブズの説明と同じく、離婚を結婚（すなわち夫）と比較したうえで女性にとっての一定の経済的生活のレベルを達成するための機会の函数と見なしている。かくして、離婚を女性にとっての一定の経済的生活のレベルを達成する機会の函数とみる見解は、これまでのいくつかの研究結果からして一定の妥当な理論的準拠を提供しているものとして確認されると言ってもよい。

以上のことを踏えて W. ピアソンらは、1930年代以来、アメリカの社会学においては潜在的にも顕在的にも女性の地位が離婚に影響を及ぼすという仮説を受け入れてきていると指摘している。²⁰⁾ しかし、この女性の地位についての社会学の意味合いには家庭内にしろ家庭外にしろ何らかの多様性が存在している。すなわち、あるときには、それは自給自足の機会ということから由来する女性の一般的自立が意味されていたり、また別のときには、夫にたいする関係における妻の勢力の度合が意味されていたりする。また R. O. ブラッドらのように、これらの2つの意味合いが単一の原因と結果のようにして結びつけて用いられたりしている。²¹⁾

ブラッドらは、夫婦の勢力関係についての研究をすすめるなかで学歴や収入や職業的地位などの資源の大きい人物（ふつうは夫）が家族内においてより大きな勢力をもつ傾向のあることを見いだしている。そして、相手の欲求をより多く満足させることのできる資源をより多くもつ者は、相手から尊敬され、服従を期待することができるとし、資源の保有の有無大小が勢力を規定するという「資源説」(resource theory) を提唱している。ブラッドらは、この資源説においては女性（妻）の地位を夫への依存における妻の資源として、またそれゆえに、夫婦における勢力のバランスとして多面的な意味合い

20) W. Pearson and L. Hendrix, Op. Cit., 1979, pp. 375-385.

21) R. O. Blood and D. M. Wolfe, *Husbands and Wives: The Dynamics of Married Living*, Free Press, 1960.

で用いている。

そこで女性の地位を、もしステティックな概念としてでなく、むしろ資源という観点からダイナミックに、あるいはプロセスとしての概念として捉えたとすると、ピアソンらが指摘するように、女性の地位と離婚との関係には次のような一連の連鎖が成立することになる。²²⁾ すなわち、(1)まず女性たちにとって有効な経済的資源は、かれらの行動の自立を増大させる。(2)そして、それは夫たちへの依存の減少を意味することになる。(3)それゆえに、それはまた夫婦の勢力における差を縮小させることになる。もしこうした連鎖が妥当性の高いものであるとすれば、女性の自立という尺度(より下層に適応)も、また結婚への依存性という尺度(より上層に適応)もともに離婚に関連させられて良いことになる。

ピアソンらは、世界の48の部族社会の通文化的研究によって女性の地位が部族社会における離婚の重要な要因であることを1979年の論文で明らかにしている。²³⁾ そして、現代社会においても、この関係は真実か否かについて論じている。かれらはアメリカの女性たちが、もし自分たちが男性に依存するよりも結婚以外で自らを扶養することができるのであれば、より離婚にむかう傾向をもっている証拠があると指摘している。M. T. ハナンらもシアトルとデンバーでの研究をとおして、離婚のチャンスが女性たちによって獲得することのできる賃金の量と直接的に相関していることを見いだしている。²⁴⁾ しかし、この実験的調査では、夫たちへの女性たちの依存の減少が離婚における短期的な効果の増大をもたらすという強い証拠は見いだされたが、長期的効果については必ずしもそうした証拠は見いだされず、不確かであると述べ

22) W. Pearson and L. Hendrix. Op. Cit., 1979, pp. 375-385.

23) Ibid.

しかし知見では、他方において女性の地位の低い社会の約3分の1が高い離婚率を示していた。このことは看過されるべきでない。分析の単位が社会でなく、コミュニティや小さな集団などになれば、また異なった結果になる可能性もある。

24) M. T. Hannan et al., "Income and Marital Events: Evidence from an Income-Maintenance Experiment," *American Journal of Sociology*, Vol. 82 (May 1977), pp. 1186-1211.

ている。

とにかく、今日の社会学的研究の結果では、以上に見てきたように、女性解放が女性の地位の確保や女性の経済的自立の獲得であるとするならば、女性解放は、ときに一時的にしる離婚率を上昇させる結果になってしまう。女性解放によって得られるものが家族の安定性を失わせる結果になってしまう。このことは性的平等の度合の高まりと離婚率の度合の高まりとがともに相関しているということであって、社会にとって大きなジレンマを提起していると言ってよい。

ほんの一時的にしる、もし人びとが家族の安定性について強い関心をいただいているとするならば、社会は性的平等の理想を批判的に見る立場をとることになるだろう。しかし、もし人びとが家族の不安定性ならびに離婚の増大に一時的にしる耐えられるとするならば、社会は性的平等の理想の実現にむかって一步前進することになるだろう。いま一步すすめて、性的平等の理想の実現がより長期的にみて終局的にはより大きな家族の安定性を追求するものであるという真理を人びとがより正しく認識したとき、そこにはじめて第3の選択が可能になるだろう。

人びとは、長期的な視野から抽象的には家族の安定性を論じえても、現実的かつ具体的な自らの家族については、それを論じることはむずかしい。女性の地位と離婚のテーマについては、むしろ社会の自然な発展のうちに必然的方向が選択されていくはずである。アメリカにおける離婚率の上昇を解釈する場合、それをどのような立場あるいは、どのような枠組で認識するかで問題の意味づけが変わってくる。ここでは社会学的視点という意味で、しばらくは長期的展望にもとづいて成行きを追って見ることにしたい。

ただ、ここで付記して置かなければならないことは、アメリカにおける離婚率の上昇の決定要因として女性の地位や性的平等といった要因が重要な要因であることは間違いのないとしても、それは決定要因の1つであって、そのほかにも重要な決定要因がいくつか存在していることである。したがって、

社会学的な研究課題としては一方において性的平等にむかって作業をすすめて、他方において別の重要な決定要因を徹底的に明らかにしていくことである。そして、そこで把握された要因を可能なものから操作するための対応プログラムを提案することによって離婚率の減少に貢献すべきだろう。

4. 女性の自立と離婚への複合視角的接近

女性の解放は、女性の地位の上昇と同じことを意味し、そのことは男女の性的平等を確保することを意味する。そして、それはまた女性の自立を促すもする。その反対に、女性の自立が女性の意識を変え、女性の解放あるいは女性の地位の上昇を促すと言ってもよい。これはともに相まって進行するものであって、一方が原因で他方が結果として決定することは、むずかしい。

アメリカにおいては社会からの要請もあってキャリアをもつ女性もふえ、今日、とくに女性の職場進出が目立ってきているが、このことは女性が収入を獲得することになり、そのぶん女性の自立を促すことにもなる。したがって、女性解放や女性の地位の上昇は、女性たちによる積極的な解放運動とともに他方において社会システムによる必然的メカニズムの展開として促進されると言うてよい。その意味では、女性の職場進出は、女性の自立を促し、女性の地位の上昇に貢献する側面の極めて大きいことが指摘される。

前節では、女性の地位と離婚というテーマで主としてトータルな統計的把握によって議論を展開してきた。また、議論の焦点は、主として女性の就労による収入獲得の量や、女性の資源の保有の量に集中してきた。結果として、離婚が女性の経済的生活のレベルを達成する機会の函数として論じられもした。このことは当然のこととして、結婚という男性と女性の社会関係あるいは社会的相互作用を一定の理論的準拠枠でもって捉えようとしていると言うてよい。

社会的相互作用を保有する資源の交換あるいは選択という視点から捉えようとする接近方法は、社会学においてこれまで社会的交換の理論 (theory

of social exchange) として開発されてきた。この理論的準拠枠は、社会的相互作用の分析にたいして多くの実り多い成果が期待され、家族社会学の分野ではこれまでも多くの成果をあげてきているが、今後、さらにいよいよ洗練されていくものと言ってよい。しかしながら、この準拠枠には一定の限界のあることも事実である。

社会的交換理論における限界は、まずその仮定にある。社会的交換の理論では、その基本的仮定として第1に「人間は合理的判断をする」という仮定を前提にしている。離婚を女性の経済的生活のレベルを達成するための機会の函数とみなしたり、女性の保有する資源との対応で把握したりするアプローチには、こうした基本的仮定が前提になっていることは、当然である。しかしながら、果たして人間は、つねに合理的判断をするものだろうか。社会学においてはこれまで人間の合理的行動についてはもちろんのこと、情緒的行動あるいは非合理的行動に関する研究についても、すでに古い歴史を有している。いまさら、とやかく議論するまでもないことである。

社会的交換の理論は、また第2に「人間は利益追求的存在である」という基本的仮定に立っている。つまり社会的交換理論では、人間は基本的には社会的相互作用において損失(コスト)を最少にし、他方において利益(報酬)を最大にしようとする動機づけにもとづいて行動すると見なしている。このことは社会的交換の前提としてすべてが先験的に客観的な価値を有していなければならないことになる。すでに社会学におけるシンボリック相互作用の理論(theory of symbolic interaction)が明らかにしているように、社会的相互作用において何が報酬で何が損失か、あるいは何が価値を有し、何が価値を有していないかは、必ずしもすべてがア・プリオリなものであるとはいえない。

離婚のような社会的相互作用を把握するのに社会的交換の理論がそれなりに極めて有効な理論的準拠枠を提供してくれていることは明らかである。すでに述べたように、家族社会学における今後の将来性のある接近方法である

ことも明らかである。しかしながら、それだけで離婚行動を把握しきることができると考えたとすれば、それはいさか早計と言わざるを得ない。離婚行動は、ひじょうに複雑なメカニズムから成っており、またひじょうに複雑な様相を呈している。それははじめから単一の接近方法あるいは準拠枠のみによって分析することなど不可能なことは論を待たない。

M. K. ランクらは、そこで家族社会学において頻繁に用いられている3つの理論的準拠枠をとりあげ、それらが相互に補足的に適用されることを強調し、夫婦の不和や離婚問題に関しての複合視角的アプローチ (multiple perspective approach) の提示を試みている。²⁵⁾ ランクらの採用している3つのパースペクティヴとは、社会的交換理論、シンボリック相互作用理論、およびコンフリクト理論 (conflict theory) の3つである。以下、しばらくランクらの理論展開をここに紹介してみることにしたい。

まずランクらは、社会的交換理論を簡単に要約したあとで、P. シンゲルマンの次の文章を引用しながら社会的交換理論とシンボリック相互作用理論との相互の補足を試みようとする。すなわち、「人間の相互作用の重要な部分が報酬の交換のための相互的な物々交換から成り立っていることを公式化するだけでは十分ではない。交換される報酬が相互作用をしているものたちにとってシンボリックな意味をもっており、……相互作用しているものたちがそれらにそうした意味づけをするかぎりにおいてのみ、それらは報酬であるということを認めることが等しく重要である。」(p. 417) と。²⁶⁾

つづいてランクらは、シンボリック相互作用の理論について簡単に要約し、次のように第2の指摘をする。²⁷⁾ すなわち、「社会的交換理論は、諸個人が

25) M. R. Rank and C. W. LeCroy, "Toward a Multiple Perspective in Family Theory and Practice: The Case of Social Exchange Theory, Symbolic Interactionism, and Conflict Theory", *Family Relations*, Vol. 32 (July 1983), pp. 441-448.

26) Peter Singelmann, "Exchange as Symbolic Interaction: Convergences between Two Theoretical Perspectives", *American Sociological Review*, Vol. 37 (August 1972), pp. 414-424.

27) 家族社会学におけるシンボリック相互作用的アプローチの概略については、次を参照

何が報酬で何が費用（コスト）であるかを決定するのにどのようにして価値や意味づけを獲得するかについて強調してはいないが、シンボリック相互作用理論は、それを強調している。……個人が社会構造をとおして社会的に移動したり、新しい仲間集団を獲得したり、あるいは家族生活周期をとおして時間が経つにつれて何が報酬で何が費用（コスト）かについて変わりゆく概念を創造しながらシンボリック相互作用をとおして、価値は変化していくものと言ってよい。それゆえに、交換の結果についての個人的評価が静的であることは滅多にない。かわりに報酬とコストについての変わりゆく規定にしたがって、つねに流動的である傾向にある。ダイアドの関係にある1人あるいは2人の個人が変わりゆく概念を経験するとき、そこには葛藤が生じると言ってよい。さらにまた交換がより不公平になるにつれて葛藤が結果的に生じるようになる。コンフリクト理論が社会的交換に第2の補足的パースペクティブとして導入されるのは、この点においてである。」と。

ランクらは、コンフリクト理論のパースペクティブのもっとも基本的仮定について述べ、それはコンフリクトをすべての人間の相互作用において自然的かつ不可避的存在として見なしていることであると指摘し、コンフリクトが破壊的なものではなく成長や発展にとって不可欠であり、家族システムや夫婦の相互作用にとって期待される部分であるとする J. R. エシュルマンの解説を引用している。²⁸⁾ すなわち、「コンフリクトは、破壊的あるいは否定的というよりは、むしろ関係を強化したり、またより有意義に、そしてコンフリクト以前にあったよりもより価値のあるものにするだろう。」と。

しかし問題は、どうして最初にコンフリクトが生じるのかである。ランクらは、次のように要約している。すなわち、「コンフリクトの源泉は多元的であるが、しかしダイアド関係のあいだのある特定のコンフリクトの源泉は、

されたい。拙稿「アメリカ家族研究における相互作用的アプローチ」『桃山学院大学社会学論集』第17巻第1号1983年, pp. 61-139.

28) J. R. Eshleman, *The Family: An Introduction*, 3rd ed., Allyn and Bacon, 1981.

パートナーたちのあいだの知覚された不平等な交換である……。この考え方は、社会的交換理論のより初期の議論と結びついてくる。」と。ランクらは、例えば、夫婦ダイアドの1人のパートナーがもはや関係が公平でない、あるいは結果が自分たちの比較のレベル (comparison level) 以下であると感じたとき、コンフリクトは、ほぼ間違いなく結果することになると言う。このとき、いくつかの反応が可能であって、例えば、代替肢を求めることも可能である。結婚にとっての代替肢は、シングルの生活とか、新しいパートナーとか、またはその他の選抜肢ということになる。

しかしながら、コンフリクトにたいするもっとも可能性のある反応の第1は、最初、当面するコンフリクトそのものの解決を試みようとする事だろう。L.J. ベックマンは、コンフリクトの解決のために少なくとも次の3つの基本的要件が満たされなければならないと述べている。²⁹⁾ その第1は、開放的コミュニケーション、第2に、コンフリクトに関しての度合と本質を注視するはっきりとした知覚、そして第3に、コンフリクトを解決するための建設的な努力、そして、それは少なくとも他者の視点や代替的な解決方法を考慮したり、またもし必要ならば妥協したりする意思をもつパートナーが含まれていることである。とにかく結果はどうであれ、コンフリクトが交換の関係の再組織化を導く可能性のあることは事実のようである。

ランクらによる以上の説明を図にしてみると、図1のとおりである。図においては夫と妻がそれぞれ夫婦関係以外のその他のシンボリック相互作用をとおしての価値観や新しい視点の獲得にはじまって、夫婦の交換過程をとおしてのその交換過程における不公平の認知ならびにコンフリクトの深まりを

29) L. J. Beckman, "Couples' Decision-making Processes regarding Fertility", in K. E. Tauber et al. (eds.), *Social Demography*, Academic Press, 1978, p. 69.

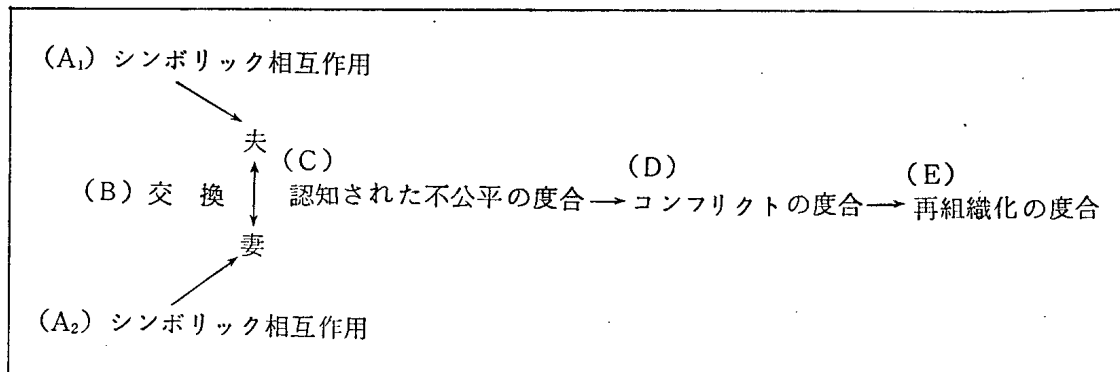
なお、同じような指摘は、J.P. スピーゲルの次の論文にも見いだされる。J.P. Spiegel, "The Resolution of Role Conflict within the Family", in N. W. Bell and E. F. Vogel (eds.), *A Modern Introduction to the Family*, The Free Press, 1960, pp. 361-381.

経て、次に再組織化されていくまでの複合視角的モデルが明らかにされている。もちろん再組織化にいたらなければ結婚の解体であり、離婚ということになる。この図をもとにして次にランクらの提示している夫婦関係の具体的な例示を紹介してみることにした。

〔例示〕

ビルとジュディは、20歳代の初めに結婚し、そしてほぼ6年間のたった。お互いの関係は、じょじょに悪化するようになってきた。ジュディは、職業上でのキャリアをもっており、最近では、かの女の専門職的地位と最近なっ

図1 夫婦の相互作用の複合視角的モデル



たばかりの職場での地位昇格を楽しんでいる。一方、ビルは、大学で経営学の博士号をとろうとしている。ジュディは、じょじょに自分たちの関係に関心が薄れてきており、はじめて他の男性たちへの魅力に気づきだしていた。ジュディがかの女のキャリアを始める以前には、ビルは、かの女の最善の友人であり、友愛関係の唯一の源泉であった。いまは、かの女は仕事上で多くの友人たちをもっており、仕事のあとの余暇をいっしょにするようになってきている。一方、このことはビルをして、かれらの関係にジュディがより多くコミットしてくれることをますます要求させるようになってきている。こうしたことからビルとジュディは、他の人びとと外出したり、いっしょに居たりすることにたいして、どれくらいの時間が費やされるべきかに関して、じょじょにはあるが、しばしば激しく喧嘩をするようになってきている。

ビル どうして君がそんなに遅く帰宅しなければならないのか、僕には分からないよ。

ジュディ 私は、そんなに遅く帰宅しなければならない理由なんか無いわ。私は、私自身のもっと多くの時間を費やしたいの。

ビル 私自身って、いったい君は何を意味しているんだい。君が他の人びとと外出することなの？

ジュディ それは問題ではないわ。ビル。私は、私自身の時間と、そして他の人びととの時間が必要なの。

ビル どうして君は、他の人びとといっしょの時間が必要なのだい？

ジュディ それは私にとって事務所の人たちといっしょに居ることが楽しいからよ。

ビル 僕は気にしてないけど。でも君は、僕といっしょに時間を過ごすことを決して望んでいないのだ。

ジュディ ビル。私たちは、お互いにいっしょに時間を過ごしているわ。私たちは、お互いに毎日、いっしょに居るわ。

ビル 君は、僕らの関係にたいして、もう何にもコミットしていないのだ。

ジュディ 私が私たちの関係についてどのように感じているかは分からないわ。でも私は、私自身であるための時間が必要なのよ。

ランクらは、こうした具体的事例について複合視角的アプローチの不可欠性を強調している。ランクらの解説にもとづいて本節のテーマとの関連で解説してみると、ほぼ次のようになる。まず第1に、ジュディは、就労によって社会的に自立し、他者たちとの相互作用をとおしてかの女自身について新しいことを学習しつつあった（図1のA₂）。かの女の価値観や報酬とコストについての認知は、じょじょに変化しつつあった。かの女は、ビルとの関係の範囲外での経験や接触についてかの女なりに価値づけはじめていた。このことはジュディの女性としての自立の開始でもあった。

他方において、ビルの価値観や報酬とコストについての認知は、時間をこえてかなり一貫したままであった（図1のA₁）。こうしたことの結果として、いまやこれまで満足した、そして公平な関係であると思われていたことが変化しはじめることになった（図1のB）。そして、ジュディにとってかの女の仕事上の人びととの関係は、ビルとの関係を再評価させる結果となった。かの女の報酬とコストについての概念は、変化することになった。

結果として、ジュディとビルの両者は、もはや自分たちの相互の関係が公平なものではないことを感じはじめていた（図1のC）。ビルは、ジュディがもはや自分たちの関係において働くことにコミットしていないと感じていた。一方、ジュディはビルがかの女に不必要な要求をしていると感じていた。どちらのパートナーも、かれらが結婚した最初のころに経験していた利益あるいは報酬のレベルをもはや維持してはいなかった。むしろその反対に、以上のことは、ビルとジュディとのあいだに相当の量のコンフリクトを作りだしてしまっていた（図1のD）。

最後の段階において、こうしたコンフリクトの存在は、必然的にダイアドの関係における何らかの再組織化の方向を模索することになる（図1のE）。ビルとジュディの2人が新しい価値観に目覚め、互いに新しい平等で公平な互惠性を確立することになるかもしれない。それとも2人は、試験的に別居という形をとるかもしれない。あるいはまた2人が離婚という方向にむかって交渉をはじめることになるかもしれない。ダイアドの再組織化の過程は、個々のダイアドによって多様ではあるが、すでに紹介したようなコンフリクトの解決のための基本的要件（例えば、ベックマンの説やその他の説）の存在の有無が方向づけにとっての大きな目安を与えることになる。

現象を単一のパースペクティブあるいは単一の理論的準拠枠によって理解するよりも複合視角的アプローチによって理解することの重要性は、ランクらの解説によって十分に明らかである。この点に関するかぎりランクらに一日の長の存することも明らかである。しかしながら、ランクらの複合視角的

アプローチとは、ほぼ現象にたいする時系列的パラダイムによる既存の理論的準拠枠のアド・ホックな適用にほかならない。複合視角的アプローチが現象にたいする既存のアプローチあるいは準拠枠の寄せ集めによる単純なアド・ホックな適用ということで事が終了するのだろうか。

複合視角的アプローチが各パースペクティブの寄せ集めであれば、あえてそれを複合視角的アプローチなどとしていかにも新しいアプローチであるかのごとく解説する必要はない。複合視角的アプローチが新しい1つのパースペクティブあるいは理論的準拠枠であるためには、まず第1に、各アプローチないしはパースペクティブを連合せしめる、いわば「真珠の玉」をさらに「真珠のネックレス」にするための「真珠の糸」が不可欠である。そこには単なる総和以上の価値が見いだされなければならない。複合視角的アプローチをその名に値する理論的準拠枠にいたらしめるためには、まだまだ多くの難問が未解決であると言わざるを得ない。

5. 離婚寛容性の態度と離婚

アメリカにおける離婚率の上昇とともに、結婚の不安定性が社会学的に注目され、その原因の今日的段階での理論化として離婚にたいする人びとの態度における寛容さ (liberal attitude) の増大が基本的な説明変数として指摘されるようになってきている。しかしながら、今日の時点では、まだ離婚にたいする人びとの態度における寛容性が離婚率の上昇と相関しているか否かについての経験的証拠は、ほとんど存在していない。

結婚についての家族社会学者たちは、これまで長いあいだ結婚の満足、不満足、ならびに夫婦の適応、不適応、そして離婚を予測する変数などに大きな関心を払ってきた。³⁰⁾ そうした研究結果からして、ほとんどのアメリカの

30) R. O. Blood and D. M. Wolfe, *Op. Cit.*, 1960.

S. R. Orden and N. M. Bradburny, "Working Wives and Marital Happiness", *American Journal of Sociology*, Vol. 74 (January 1969), pp. 392-408.

配偶者たちが結婚はもちろん有益なものではあるが、しかし緊張をも伴うということ、そして離婚が結婚の葛藤や緊張からの合法的な解放であることを認めていることを明らかにしている。つまり、離婚にたいする既婚のアメリカ人たちの態度には、それが結婚の困難を解決するためのポジティブな手段という認識が存在するということである。こうした人びとの数の増大は、結果的に離婚にたいして寛容な態度をもつ人びとの増大ということになり、かれら自身が自らの結婚における困難さに直面したとき、その解決の方法として離婚を選択する可能性の大きいことが十分に予想される。

アメリカにおけるいくらかの研究者たちは、その点ですでに、不満足な結婚関係を処理するための手段として人びとが離婚にたいして寛大な態度を取るようになってきたことが今日の離婚率の上昇に貢献してきている変数のうちの1つであると指摘している。³¹⁾ もしこのことが真実であるとすれば、とうぜんのこととして人びとの態度における離婚寛容性の増大と離婚率の上昇

B. C. Rollins and K. L. Feldman, "Marital Satisfaction over the Family Life Cycle", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 36 (May 1970), pp. 271-282.

P. C. Glick, "A Demographer Looks at American Families", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37 (Feb. 1975), pp. 15-28.

31) P. C. Glick, *Ibid.*, 1975, pp. 15-28.

F. D. Cox, *Human Intimacy: Marriage, the Family, and Its Meaning*, West, 1978, p. 364.

なお、わが国の総理府婦人問題担当室『婦人問題に関する国際比較調査』（1982年）によると、「女性の離婚についての考え方」（「結婚しても相手に満足できないときは離婚すれば良い」という考え方についてどう思うかという問いにたいする女性の回答の比率）は、次の表のとおりである。アメリカの女性が日本の女性に比して離婚寛容性の度合の高いことがよく分かる。
(単位=%)

国名	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
日本	8.6	18.2	33.9	25.4	13.9
アメリカ	39.8	27.9	18.4	10.6	3.3
スウェーデン	26.1	41.7	20.6	4.8	6.8
西ドイツ	32.7	47.2	9.7	1.8	8.6
イギリス	30.5	48.6	11.2	4.3	5.4
フィリッピン	5.8	35.4	42.9	14.3	1.5

ならびに結婚の不安定性の増大とが相関するという結果になる。これまでに社会学的研究としての十分な積上げは存在していないが、しかし、この離婚寛容性についての問題は社会的に極めて興味のあるテーマである。

そこで、ここでは手もとにある唯一の社会学的研究である S. R. ジョーゼンセンらの研究を紹介して、いくらかの考察を加えてみたい。ジョーゼンセンらは、1975年の夏から秋にかけてミネソタ州のミネアポリスおよびセントポールの大都市地域に居住する人びとを対象に240人（すなわち120組）の夫婦をランダム・サンプリングして、面接調査による研究を行なっている。³²⁾ 240人は、平均年齢29.4歳（夫30.3歳、妻28.6歳）であり、平均結婚年数は6.7年であった。子供の数の中間値は2.0人であり、子供ありが67%で、子供なしが33%であった。子供ありの内訳は、1人が22%、2人が31%、3人が11%、そして4人が4%であった。

ジョーゼンセンらの研究における理論的背景には、次の3つの準拠枠が存在している。すなわち、それは第1に、「認知的不協和の理論」、第2に「社会的学習の理論」、そして第3に「社会的交換の理論」である。ジョーゼンセンらの研究を理解するためには、したがって、これらの理論についての知識が不可欠である。しかし、これらの理論についての詳しい説明は、本稿の目的から外れる。ここでは必要に応じて必要最少限の説明にとどめる。詳しくは、むしろ社会学あるいは社会心理学における基礎理論の文献を参照されることを勧めたい。

まず認知的不協和の理論の主たる命題から、³³⁾ ジョーゼンセンらは、離婚

32) S. R. Jorgensen and A. C. Johnson, "Correlates of Divorce Liberality", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 42 (August 1980), pp. 617-626.

33) この理論は、L. フェスティンガーおよび F. ハイダーによって公式化されたもので、個人は信念、感情、あるいは知覚と行動とのあいだの調和あるいは一貫性のある状態を維持しようと努力するものであるという仮定から成り立つ。種々な認知と個人の行為とのあいだのいかなる非一貫性も「不協和」を作りだす。そして、それは心理学的には、その個人にとって不快となる。不協和の存在は、個人をして行動を変えることによって、

にたいする態度における寛容性を考える場合の2つの仮説を提示している。その第1は、認知的一貫性を維持するために自らの結婚に満足を感じている配偶者は、離婚を結婚における不和の解決方法としては貧しいやり方であると考えているだろうということである。というのは、結婚の有りうる、あるいは有るべき理想についての彼ないしは彼女の信念とそれとが一貫しないからである。

その第2は、少なくとも一度、離婚したことのある人は、一般的に離婚にたいする態度においてより寛容であるだろうということである。ここではジョーゼンセンらは、離婚したことのある人は、過去の行動（以前の離婚）と一致するように彼ないしは彼女の態度を一貫させようとするに違いないと予測している。ジョーゼンセンらによる認知的不協和の理論にもとづく以上の2つの仮説は、次のように表現されることになる。

〔仮説1〕結婚において配偶者についての満足が低ければ低いほど、離婚にたいする彼ないしは彼女の態度は、より寛容である。

〔仮説2〕個人の結婚の背景における離婚の頻度は、離婚にたいする彼ないしは彼女の態度における寛容性とポジティブに相関している。³⁴⁾

つぎにジョーゼンセンらは、社会的学習の理論にもとづく仮説を提示している。社会的学習の理論は、主として観察学習をとおして定位家族における両親の夫婦関係という下位システムから結婚についての役割行動と価値体系とを子供たちが学習することによって、どのように生殖家族のための予備的状況を準備することになるかを理解するための準拠枠を提供する。子供たち

信念を修正することによって、あるいは存在している認知との一貫性のある新しい認知を作りだすための新しい情報を求めたりすることによって、調和や認知的一貫性を再び獲得するために不協和を弱めたり、あるいは除去したりすることを試みるように動機づける。以上が認知的不協和の理論のごく簡単な粗描である。

34) ジョーゼンセンらの研究では、「離婚寛容性」(divorce liberality) という概念は、離婚に反対することから離婚について全面的に受け入れるまでの範囲の態度の連続体として規定されている。

によって学習されることになる反応のパターンは、シンボリックに取入れられ、記憶として保持され、そして後のできごとにおける行動にとっての指針となって機能する。

この場合、子供たちは、両親の結婚システムにおける参加者というよりは観察者である。一般的には、結婚の役割それ自体の内容については、可視性という点において子供たちには制限されているので、子供たちは「結婚についてのイメージ」を形成することになる。³⁵⁾ 子供たちは、役割モデルとしての両親についての限定された観察をとおしてイメージとしての結婚の役割や価値を学習する。

学習理論にもとづく第2の仮説は、離婚についての家族の歴史、とくに両親の離婚が配偶者となっている子供たちをしてより離婚にたいして寛容にする傾向があるだろうということである。離婚による一方の親の不在は、一般的には結婚の役割についての子供の解釈や評価に影響を及ぼす。そこでジョーゼンセンらは、離婚についての家族史、とくに両親の離婚は、不和を処理するのに子供にとっての可能な選択肢のレパートリーのうちに離婚を位置づけることになるだろうと仮定している。³⁶⁾ 学習理論にもとづく仮説は、次のとおりである。

〔仮説3〕個人が自分の両親の結婚を幸福か、あるいは満足のいくものであると知覚している度合が高ければ高いほど、離婚寛容性の度合は

35) R. Hill and J. Aldous, "Socialization for Marriage and Parenthood", in D. A. Goslin (ed.), *Handbook of Socialization Theory and Research*, Rand McNally, 1969, pp. 885-950.

36) この点については、すでにいくらかの研究が見いだされ、P. ウォーリンらは否定的結果を、そしてC. W. ミューラーらは、いくらかだが、そうした傾向をもつと報告している。

Paul Wallin, "Marital Happiness of Parents and Their Children's Attitude to Marriage", *American Sociological Review*, Vol. 19 (Feb. 1954), pp. 20-23.

C. W. Muller and H. Pope, "Marital Instability: A Study of its Transmission between Generations", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 39 (Feb. 1977), pp. 83-93.

低い。

〔仮説4〕個人の定位家族における離婚の歴史は、離婚寛容性にポジティブに相関している。

社会的交換の理論における前提は、相互作用において人びとは、最大限に利益をもたらす結果を得るために報酬を最大にし、損失（コスト）を最少にしようと試みるというものである。G. レヴィンガーは、人びとの離婚にたいする態度における寛容性についての予測を可能にするための理論的基礎を提供しようとして結婚における「障壁」（barrier）という関係性の概念を導入し、そのことによって社会的交換理論の内容の精巧化を試みている。³⁷⁾ レヴィンガーは、夫婦ダイアドの強さについて、それは「結婚の内部の魅力や結婚をめぐる障壁の直接の働きであり、また他の関係からのそうした魅力や障壁の逆の働きである。」と述べている。

今、結婚内における魅力（誘引）の存在や結婚外における誘引という代替的源泉の存在が欠如していても、もし結婚をめぐる十分な障壁（バリアー）が、例えば、小さな子供の存在とか、離婚にたいする宗教上の禁止といったような、十分な障壁が存在するとすれば、そのとき満足などしていなくとも、その結婚は安定していると言ってよい。同じように、結婚をめぐるほとんど障壁のない結婚や結婚内にほとんど魅力の存在しない結婚の場合には、たとえ十分な外的誘引が存在していない場合でも、その結婚は不安定であるだろうし、またおそらく崩壊することになるかもしれない。

結婚の障壁（結婚バリアー）という概念からすると離婚にたいする保守的態度あるいは非寛容的態度は、障壁の1つに数えられる。なぜなら、そうした態度は、結婚の解体化にたいして抵抗的に作用する力として機能するから

37) George Levinger, "Marital Cohesiveness and Dissolution: An Integration Review", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 27 (Feb. 1965), pp. 19-28.

なお、レヴィンガーの結婚における障壁の概念は、決して同一ではないが、社会的交換理論における損失（コスト）の概念の発展として捉えてよい。

である。類似の宗教的背景や小さな子供の存在といった障壁をともなう結婚は、他の結婚よりも離婚にたいして保守的態度をより多く有している可能性が予測される。そのぶん、そうした結婚における配偶者たちは、不満足な、あるいは利益をもたらさない夫婦関係でも解消させることがより少ない可能性があるだろうということになる。以上のことは、次のような仮説になる。

〔仮説5〕結婚ダイアドにおける宗教的異質性は、離婚寛容性とポジティブに相関している。³⁸⁾

レヴィンガーによる「結婚凝集性」(marital cohesiveness) についての理論にしたがうと、結婚における小さな小供の存在は、結婚の解体にとって障壁ないしは抑制力を構成することになるという。そして、さらにこの障壁の強さは、結婚における子供の数の増大につれて強化されるという。子供の存在が結婚に不満足な配偶者たちにとって、あるいは互いに十分な友愛関係を保持しえていない配偶者たちにとって、一般的に満足の主たる源泉を構成しているという研究は、ほかにもいくらか見いだされる。³⁹⁾

しかし逆に、子供たちの存在が結婚関係における不安や緊張のレベルを増大させうることを論じている研究も少なくない。⁴⁰⁾ とくに再婚家族における子供たちの存在は、むしろそれが再婚家族の崩壊の主たる源泉であるという

38) 宗教の異なる者同士の結婚は、そこに結婚の障壁として作用する力が欠如することになり、離婚寛容性がより顕在化しやすいことを意味する。

なお、宗教上の同質婚および異質婚と結婚の安定性については、すでにいくつかの研究がこれまでも存在する。(H. T. Christensen and K. Barber, "Interfaith versus Intrafaith Marriage in Indiana", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 29 (June 1967), pp. 461-469.

39) R. O. Blood and D. M. Wolfe, *Op. Cit.*, 1960.

E. B. Luckey and J. K. Bain, "Children: A Factor in Marital Satisfaction", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 32 (Feb. 1970), pp. 43-44.

40) N. M. Bradburn and D. Caplovitz, *Reports on Happiness*, Aldine, 1965.

B. C. Rollins and K. L. Cannon, "Marital Satisfaction over the Life Cycle: A Re-evaluation", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 36 (May 1974), pp. 271-282.

研究は、決して数少なくない。そして、さらにいくらかの研究は、子供の存在と現実の結婚の安定性とのあいだには、ほとんど、あるいはいかなる実質的な相関も存在しないことを論じている。⁴¹⁾ こうした多様な研究を背景にしながらかジョーゼンセンらは、社会的交換理論にもとづいて、さらに次の2つの仮説を提示している。

〔仮説6〕 子供を有する配偶者たちは、子供なしの配偶者たちよりも、結婚の不和にたいする解決としての離婚にたいしてより寛容ではない。

〔仮説7〕 結婚において子供が多ければ多いほど、親である配偶者たちの離婚寛容性の度合は、より小さい。

ジョーゼンセンらの研究は、けっきょく以上の7つの仮説の検証ということになる。調査対象となった240人(120組)の夫婦については、すでに述べたとおりであるが、その調査対象の定位家族における両親の結婚の安定性については、94%が安定で、6%が不安定であった。そして、宗教上の同質婚については調査対象の67%が同質婚で、33%が異質婚であった。次に、ジョーゼンセンらの知見と仮説検証の結果について考察してみることにしたい。

まず仮説1についてであるが、ジョーゼンセンらの調査結果では、結婚の満足と離婚寛容性とのあいだの逆相関は、有意に支持された。しかし性別で分けたとき、とくに夫たちにのみ有意となり、妻たちには有意ではなかった。また統計的有意といっても、全体的に相関関係はごく小さなものであった。仮説2については、配偶者の結婚の背景における離婚の頻度と離婚寛容性のあいだには弱い相関が、和やかなポジティブな相関があった。しかし、これも両配偶者全体には有意でも、妻たちには有意ではなく、夫たちにのみ有意であった。

41) W. J. Goode, "Family Disorganization", in R. K. Merton and R. A. Nisbet (eds.), *Contemporary Social Problems*, Harcourt, Brace and World, 1966, pp. 479-552.

T. P. Monahan, "Is Childless Related to Family Stability?", *American Sociological Review*, Vol. 20, No. 4, 1954, pp. 446-456.

こうした結果について、ここでいくらか考察を加えておく必要がある。とくに仮説2についてであるが、調査結果においてポジティブな相関があったからといって、一方的に再婚者たちが離婚寛容性の態度を強くもつとして、そのことが離婚率の上昇に貢献するものと理解してしまうことは危険である。確かに再婚者たちの再離婚率 (redivorce rate) は高いが、それはむしろ別の理由によって由来している。⁴²⁾ ジョーゼンセンらの調査にはないが、再婚者たちがネガティブな社会的スティグマを受けないがために、むしろ離婚にたいして極めて忌避的であったり、あるいは地位保全のために離婚にたいして強い抵抗を示すことさえ考えられる。ジョーゼンセンらがこうした仮説の検証も他方において合わせて行なわなかったことは、ここでは瑕疵というほかない。

つぎに仮説3についてであるが、配偶者の両親の結婚における幸福と離婚にたいする態度における寛容性とのあいだの逆相関は、ジョーゼンセンらの調査結果では支持されなかった。全体および妻たちにいくらかの逆の相関関係の方向性は見られたが、いずれも有意なものではなかった。また、配偶者の離婚寛容性と配偶者の定位家族における離婚の歴史とのポジティブな相関という仮説4については、ジョーゼンセンらの調査結果では、まったく支持されなかった。

これらの調査結果について、ここでいくらかの考察を加えておきたい。往々にして専門家と言われる社会学者たちでさえも、離婚経験のある親に育てられると、その子供も離婚しやすいのではないかという常識的判断をしがちである。しかし、そのことが誤りであることをジョーゼンセンらの調査結果は明らかにしている。と同時に、離婚率の高いアメリカでは、離婚経験をもつ親に育てられる子供たちが多く、そのことは離婚の再生産を生むことにな

42) 拙稿「再婚および再婚家族の組織化(上)(下)」『桃山学院大学社会学論集』第17巻第2号 (pp. 29-58) および第18巻第1号 (pp. 61-100), 1984, を参照されたい。

り、結果としてアメリカの将来の離婚率は、いよいよ上昇する一方ではないかという予想をしがちであるが、そうした予想の正しくないことを教えてくれていると言ってよい。

つぎに仮説5についてであるが、この仮説は、結婚における宗教的異質婚と離婚寛容性とのあいだのポジティブな相関を提示したものである。これは逆に、配偶者間の宗教的信念や価値が同質であればあるほど、結婚における不和にたいする解決手段として離婚を選ぼうとする離婚寛容性の度合は、小さいということにはほかならない。調査結果では、サンプルの全体が和やかな支持を示した。性別に分けても、夫たちも妻たちも有意に相関した。しかし夫たちのほうがより強く有意であった。

仮説6については、結婚における子供の存在が離婚寛容性と逆相関するということである。この仮説についてはサンプルの全体に支持がみられたが、とくに妻たちのほうが小さな子供の影響力に敏感であった。つまり子供なしの妻たちよりも、子供ありの妻たちのほうが離婚寛容性にネガティブに相関したのである。仮説7である子供の数と離婚寛容性との逆相関については、妻たちには強い支持が見られたが、夫たちには強い影響力にはなっていなかった。

社会的交換の理論にもとづく最後の3つの仮説は、それぞれともに妥当性が検証されたと言ってよい。これらの3つの仮説にかぎっては、すでに述べたように、これまでもいくつかの研究が存在している。ジョーゼンセンらの研究は、その点で再確認を行なったにすぎない。以上、ここに紹介してきたジョーゼンセンらの研究は、何はともあれ、態度における離婚寛容性と離婚との関連を明らかにする研究の第一歩であった。こうした領域における研究の積み重ねと今後の発展が大いに期待されるだろう。

(1984年9月5日脱稿)